

○インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行について

(平成20年9月1日島少乙第372号ほか県警察本部長通達)

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成20年法律第52号。以下「改正法」という。)が制定され、改正前のインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号。以下「旧法」という。)の第3条及び第4条を改正する規定等(以下「一部施行部分」という。)については平成20年9月6日から施行されることとなった。

一部施行部分の趣旨及び概要並びに運用上の留意事項は下記のとおりであるので、適切に対応されたい。

なお、本通達において、「新法」とは一部施行部分による改正後のインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律をいう。

記

第1 趣旨及び概要

1 事業者等の責務(新法第3条関係)

(1) 第1項関係

旧法は、児童によるインターネット異性紹介事業の利用の防止に係る責務について、インターネット異性紹介事業者(以下単に「事業者」という。)とインターネット異性紹介事業に必要な役務を提供する事業者を同様に規定していた。

しかし、インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童被害に係る犯罪が多発している現状に対処するため、事業者は児童が児童買春等の犯罪被害に遭いやすい事業を行っているという点において相対的に重い責務を負っていることを法文上も明確にする必要がある。

そこで、新法第3条第1項において、事業者はその行うインターネット異性紹介事業に関しこの法律その他の法令の規定を遵守するとともに、児童によるインターネット異性紹介事業の利用の防止に努めなければならないこととされた。

具体的には、利用者が児童であることを事業者が認知した場合、当該利用者の利用を停止させることなどが考えられる。

(2) 第2項関係

旧法においては、インターネット異性紹介事業に必要な役務を提供する事業者は、インターネット異性紹介事業を行うために不可欠な役務を提供しており、児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止すること等が可能な立場にあることから、事業者と同一条項においてその責務が規定されていた。

同責務にはインターネット異性紹介事業の利用を制限するいわゆるフィルタリング・サービス又はフィルタリング・ソフト(以下「フィルタリング」という。)を提供することが含まれるものであったが、フィルタリングを提供する環境は平成15年の法制定時よりも整備されており、また、インターネット異性紹介事業の児童に

よる利用を防止するためにはフィルタリングを利用することが効果的であることから、フィルタリングを提供する責務を負っていることを法文上で例示することにより、その責務の内容が明確化された。

一方、「インターネット異性紹介事業に必要な役務を提供する事業者」は、電気通信役務を提供する事業者に限定されていないが、インターネット異性紹介事業そのものの成立に不可欠な役務を提供する事業者を意味するものであり、基本的にここでの役務は電気通信役務を念頭に置いていたものであることから、今回、本法の対象となる事業者の範囲をより明確化する観点から、「役務」を「電気通信役務」とされた。

新法では、アクセスプロバイダ、アクセスプロバイダとしての携帯電話会社、レンタルサーバ事業者等、インターネット異性紹介事業に必要な電気通信役務を提供する事業者（以下「役務提供事業者」という。）は、児童の使用に係る通信端末機器による電気通信についてフィルタリングを提供すること等により、児童によるインターネット異性紹介事業の利用の防止に資するよう努めなければならないこととされた。

フィルタリングを提供すること以外の具体的な措置としては、契約している事業者が児童でないことの確認義務等を遵守せず児童による利用及び児童被害が多発している場合に当該事業者への電気通信役務の提供を中止することなどが考えられる。

(3) 第3項関係

この他、事業者及び役務提供事業者は、児童の健全な育成に配慮するよう努めなければならないこととされた。

具体的には、事業者がその行うインターネット異性紹介事業に関し、児童の性の商品化を煽るような宣伝文句を使用しないことなどが考えられる。

2 保護者の責務（新法第4条関係）

役務提供事業者の責務と同様に、保護者についても、フィルタリングを利用する責務を負っていることを法文上で例示することにより、その責務の内容が明確化された。

すなわち、児童の保護者は、児童の使用に係る通信端末機器による電気通信についてインターネット異性紹介事業の利用を制限するフィルタリングを利用すること等の児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされた。

フィルタリングを利用すること以外の具体的な措置としては、児童によるインターネット異性紹介事業の利用は危険であり、かつ法律で禁止されているということを児童に教育することなどが考えられる。

3 児童に係る誘引の禁止（新法第6条関係）

旧法施行後、インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童被害のうち、旧法第6条第1号から第4号までに掲げる誘引行為を契機とするものの割合は減少したが、それ以外の性交等又は対償の供与を伴わない異性交際の誘引行為を契機とするものの割合は増加した。

これらの性交等又は対償の供与を伴わない異性交際の誘引行為についても、インタ

ーネット異性紹介事業を利用して行われた場合には、これに応じる又はこれを見て同様の異性交際の誘引行為を行うという形で不特定多数の児童に被害を及ぼすおそれがあることから、新たにこれらの行為を禁止する必要があった。

そこで、従来から禁止されていた誘引行為のほか、児童を異性交際の相手方となるように誘引し、又は人を児童との異性交際の相手方となるように誘引することが禁止された（新法第6条第5号）。

第2 運用上の留意事項

1 広報啓発の徹底

役務提供事業者、保護者等に対し、児童によるフィルタリングの利用促進等に努めるよう広報啓発を行うこと。

なお、保護者に対する広報啓発については、「携帯電話におけるフィルタリングの普及促進のための啓発活動について」（平成20年4月3日付け島少乙第124号）を参照すること。

2 新法第6条第5号違反の取扱い

新法第6条第5号は、第1号から第4号までと異なり違反者に対する処罰規定が設けられていない（改正法附則第6条参照）。ただし、違法行為ではあることから、当該行為が禁止されていることの周知に努めるとともに、書き込み者が判明した際には当該者に対して法律違反であることを説諭する、又は事業者に書き込み者に対する注意喚起を求めるなどして、防止に努めること。